

医療安全対策に関する取り組み事項

北谷病院は、質の高い安全な医療を提供することを目的として、医療の安全管理指針を下記の通り策定する。

1. 医療安全管理に関する基本的考え方

- 1) 効果的な医療安全管理体制を構築し、組織全体で適切な医療事故防止策を展開する。
患者本位の医療を第一と考え、患者・家族との良質な信頼関係を構築する。
また、患者、家族と医療従事者のパートナーシップを強化し、安全で質の高い医療を提供する。

2. 医療安全管理委員会並びに組織に関する基本的事項

- 1) 医療安全に関する全般的な事項を審議する委員会として、医療安全管理委員会を設置する。
主に各部門長で構成する。

3. 従事者に対する医療に係る安全管理の為の研修に関する基本方針

- 1) 医療安全委員会は研修計画に従い医療事故防止に関わる職員の意識改革と安全に関する必要な知識・技能を維持向上できるように全職員を対象とした安全教育・研修を年2回以上実施する。

4. 事故報告などの医療に係る安全確保を目的とした改善のための基本方針

- 1) 医療事故防止の具体的な要点を定める医療安全対策マニュアルを作成し、必要に応じて適宜修正を行う。
- 2) 医療事故及び医療事故が発生する危険性のあった事例については、速やかに対応措置を講じるとともに、確実、迅速な報告を行うものとする。
- 3) 報告された医療事故などについては、事実関係を把握し原因分析調査を行い、改善防止策を立て周知徹底する。

5. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

- 1) 第一に患者の生命及び健康と安全を最優先に考え行動する。
- 2) 家族への連絡・説明は速やかに主治医（医師）が事実を説明する。
- 3) 事故の状況は経時記録を行い、事実のみを客観的かつ正確に記録する。また事故の状況や説明内容、その時の家族の反応を詳細に記録する。
- 4) 定められた報告ルートに沿って院長に報告する。院長は必要に応じて関係機関への報告、対応を行う。重大な医療事故が発生した際に、適切に対応するため直ちにその原因を調査・究明し、再発防止に資することを目的として、院長がメンバーを収集し事故対策委員会を設置する。

6. 医療従事者と患者との間の情報共有に関する基本方針（閲覧）

- 1) 患者と医療従事者が協力し合う医療環境を築き医療従事者からの十分な説明に基づいて患者が理解・納得選択・同意が得られるように情報を共有する。本指針について患者および家族からの閲覧希望は速やかに応じる。

7. 患者からの相談対応に関する基本方針

- 1) 患者及びその家族から相談があった場合はこれに応じるものとする。また、患者及びその家族からのご意見を医療安全管理に反映していく。

8. その他医療安全の推進に必要な基本方針

- 1) 職員は互いに協力し合い患者に安全を保障するための自己研鑽に努める。「医療安全管理マニュアル」は各部署に設置し、職員に周知徹底する。